



しもつま農業委員会だより

第28号

平成30年9月10日発行

発行：下妻市農業委員会
発行責任者：会長 中山 基
編集：農業委員会だより編集委員会
〒304-8555 下妻市鬼怒 2 3 0
☎0296-45-8991 (直通)



宗道駅の東側に広がるトウモロコシ畑の収穫風景 荻部優太さん(原在住)

主な内容

- 会長あいさつ・県外視察研修報告……………2
- 農地の売買・貸借、転用には許可が必要です……………3
- 農地転用に係る事務・権限の移譲等について……………4
- 農業委員・農地利用最適化推進委員へご相談ください……………5
- 農業者年金、全国農業新聞について……………6



会長 中山 基

日ごろより、下妻市農業委員会に対しまして、深いご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、この度の西日本を中心とした記録的な豪雨により亡くなられた方々へのご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた方々やそのご家族に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、被災地におきましては一日も早い復興と平穏な日々が戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年七月に新しい農業委員会制度での下妻市農業委員会がスタートし、早や一年余が経過いたしました。

この間、従来の農地法に基づく許認可事務に加え、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用等の最適化の推進に関する業務について、新たに設置された農地利用最適化推進委員と共に進めてまいりましたが、まだまだ目標達成に向けて解決しなければならぬ課題をたくさん抱えております。

これまでも地域や関係機関の協力のもと、解決に向けて取り組んで参りましたが、地域農業を活性化し、発展させるためには、今後、さらなる成果を上げることが求められております。

また、本年十月からは、農地法の許可等に関する茨城県知事の権限に属する事務の一部が下妻市に移譲されます。これまで以上に公平公正な審議を心がけていくとともに、これからも農業者の代表として、農業委員・農地利用最適化推進委員が丸となって農業委員会の業務を遂行して参りますので、皆様方の一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

県外視察研修報告



6月26日、27日の両日、平成30年度の視察研修として、静岡県沼津市にある富士通沼津工場内「Akisai農場」と静岡県伊豆市の「農の駅伊豆」を視察しました。

富士通では、ICTで農業経営を効率化させるための検証、実践の場として、平成25年6月に沼津工場内に露地栽培と施設栽培の農場を開設し、農場で得たデータの蓄積を行っています。当日は、施設のモニタリング、リモートコントロールなどをインターネット上のクラウドシステムで自動制御する様子などを視察し、農業にもIT化の波が来ていることを実感しました。

また、2日目は、JA伊豆の国が運営する直売所の一つである「農の駅伊豆」を視察しました。全国でも有数のワサビの生産地であることから、出荷にいられた農家の方から栽培方法や加工品としての利用についてなど、直接話を伺いました。

農地転用許可に関する農地法の事務・権限の一部が茨城県から下妻市（農業委員会）に移譲されます

平成30年10月1日から、「転用面積が4ha以下（2市町以上の区域にわたる農地を除く）」の許可申請に限り下妻市（農業委員会）の許可になります。

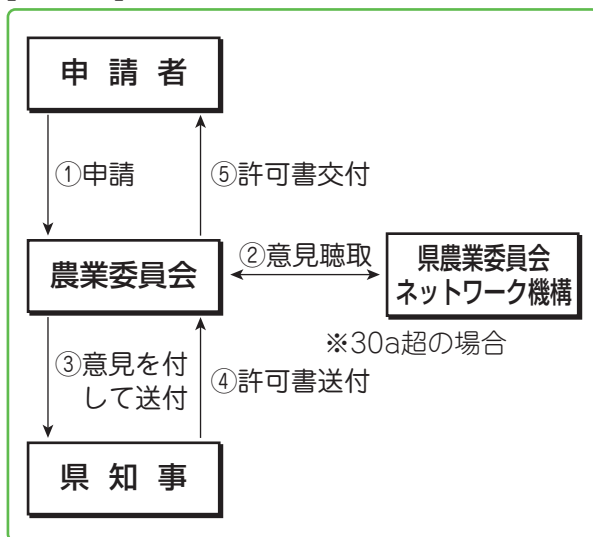
下妻市内の農地転用については、農業委員会が許可申請を受付・審査の後、茨城県が許可を行っていましたが、今後は4ha以下（2市町以上の区域にわたる農地を除く）に限り、県に替わって下妻市（農業委員会）が許可を行います。

なお、転用面積が4haを超えるもの及び2市町以上の区域にわたる申請は、これまでどおり県知事許可になります。

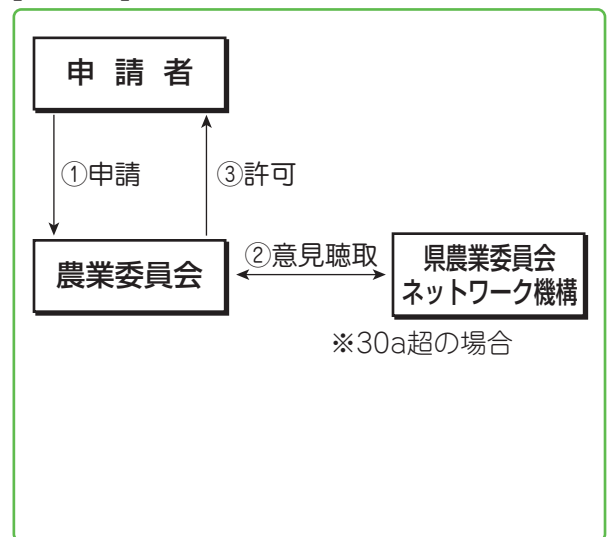
（申請書の提出先は下妻市農業委員会）

■権限移譲後の農地転用許可（4ha以下に限る）の手続

【移譲前】



【移譲後】



相続等で農地を取得した方は、届出が必要です

次の事由により農地の権利を取得した場合

相続、遺産分割、包括遺贈、法人の合併、分割、時効取得など

○届出時に必要なもの

- ・届出書
- ・農地の権利を取得した状況がわかるもの全筆分
土地の全部事項証明書・遺産分割協議書などをご用意ください。

※届出様式は、農業委員会事務局に用意しております。

また、ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。



ダウンロードページQRコード

耕作目的での農地の売買・貸借等について

【耕作目的での農地の売買・贈与】

耕作目的での農地の売買・贈与など、所有権が移転する場合は、農地法3条の規定による農業委員会の許可が必要となります。

○許可手続

農地法3条の規定による許可申請書に所定の書類を添付して、農地のある市町村の農業委員会に提出します。申請書提出の締切日は、下妻市の場合、毎月10日(閉庁日の場合、翌開庁日)となります。

【耕作目的での農地の貸借】

耕作目的での農地の貸借は、売買等と同じく農地法3条の規定による許可申請のほか、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業（農地銀行）を利用することができます。

○農地銀行の特色

- ・ 農地の貸借には、農地法の許可が不要です。
- ・ 契約期間が満了したときは、確実に貸した農地が返還されます。
- ・ 契約期間が満了する前は、あらかじめ農業委員会から双方に期間満了通知を郵送します。

○申請手続

利用権設定申請書の提出期限は、2月、5月、11月の末日です。

農地の転用には許可が必要です

○農地転用とは

農地を農地以外の用途に変更することを農地転用といいます。農地転用を行う場合、農地法に基づく手続が必要です。

なお、申請する農地が農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、原則として農地転用ができません。この区域内の農地を転用する場合には、この農用地区域から除外したうえで転用の許可申請をする必要があります。

- ・ 4条申請…自分名義の農地を自己の目的のため農地以外に転用する場合
- ・ 5条申請…他人名義の農地を所有権移転、賃貸借、使用貸借権を設定して農地以外に転用する場合

○再生可能エネルギー（太陽光発電施設）の設置に係る農地転用許可について

太陽光発電施設への転用については、第1種農地（優良な農地・10ha以上の広がりのある農地）は原則不許可。第2種農地・第3種農地は農地転用許可を受ければ設置可能です。事前に農業委員会に相談されるようお願いいたします。

農地についてのご相談は

お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へご相談ください

農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区一覧

地区名	農業委員		農地利用最適化推進委員	
	氏名	住所	氏名	住所
下妻	稲川 隆	下妻戊50番地1	稲川 広美	下妻戊45番地
	森 槇雄	下妻戊184番地1		
大宝	篠崎 宏之	福田62番地	関 純生	大宝642番地
	白井 安男	平川戸278番地		
騰波ノ江	程塚 裕行	若柳丙343番地1	篠崎 隆一	若柳甲353番地
	中山 基	数須160番地		
上妻	栗島 喜好	大木743番地3	飯村 正	黒駒1128番地5
	齋藤 孝夫	前河原898番地	磯山 誠	大木1783番地
総上	京空 克芳	小島8番地	草間 昭	二本紀903番地
	野村 操	中居指207番地		
豊加美	飯岡 勝美	柳原298番地	草間 治	新堀546番地内の1
	木村 一巳	山尻158番地1		
高道祖	飯村 昇	高道祖4605番地	笠島 修	高道祖4431番地5
	塚田 好克	高道祖4470番地		
蚕飼・宗道	倉持 治	大園木262番地	鈴木 幹夫	下栗7番地
	平塚 良一	原934番地		
大形	柴崎 尚	村岡1064番地	飯島 晴彦	鎌庭60番地1
	高橋 節雄	別府1065番地2		
	中島喜美夫	皆葉1209番地	羽賀 茂	五箇193番地
合計	19		11	

農地法に基づく許可申請の受付締切は、毎月10日です。

(10日が休日の場合は、その次の開庁日です。)



～将来の自分のために～ 農業者年金に加入しましょう



年金に加入できるのは

1. 国民年金1号被保険者
(全額又は半額免除を受けていない者)
2. 年間60日以上農業に従事している
3. 60歳未満の方

以上3つの要件をすべて満たし、農業に従事する方は加入できます。

保険料

月額 20,000円を基本とし、1,000円単位で最高67,000円の範囲で選択できます。

農業者年金のメリット

1. 積立方式で安心した財政運営です。
積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い年金です。
2. 80歳までの保証がついた年金です。
年金は終身にわたって受け取れますが、仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として受け取れます。
3. 税制面でもメリットがあります。
保険料は全額が社会保険料控除(所得控除)の対象となります。(年額最高80万4千円)
4. 意欲ある担い手は保険料の助成が受けられます。
(認定農業者等一定の要件が必要となります。)



農家のための新聞です。ぜひご購読下さい。

- 発行日 毎週1回(金曜日)
- 購読料 月額 700円